

■ 柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
1	<p>落札後の詳細現地調査の結果、公募資料記載の既存機器仕様及び台数等の相違を要因として変更が発生した場合は、金額や仕様含めて協議が可能という解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書の6の(3)のとおり、契約金額は提案金額を上限とし、原則として金額の変更は行わないこととなりますが、同じく仕様書の6の(3)のただし書きのとおり、器具数等が著しく過大(過少)となる場合に契約金額の変更について協議事項となります。</p> <p>「著しく」について、各事業者様の提案金額及び各社における契約変更の提案を行うべき金額の上下設定額が異なると思われることから、市から具体的な金額をお示しすることはできませんが、変更契約が必要と判断される場合は、調査を踏まえた金額の上限や金額変更の事情を付して御相談ください(協議を行う際にはその根拠となる資料(器具数の増加量に係る資料や、器具変更(性能向上)に係る器具数と1器具当たりの増加費用といった資料)が必要となります)。</p> <p>器具仕様については、仕様書の10の(1)のとおり、変更が生じることを想定しています。</p>
2	<p>月に一回もしくは週に一回の作業希望の施設について、足場組立などがある場合、足場の組み立ておよび解体で1日かかる場合もあります。また足場手配が複数になると費用が膨大な金額になります。上記の理由の場合は連続作業は可能でしょうか。</p>	<p>足場が必要な場合は複数日程の作業が必要となる旨を施設側には連絡しております。ただし、工事直前での日程調整は困難ですので、施設側と早期に調整できるよう仕様書の8の(3)及び(4)のとおり、早期のスケジュール提出をお願いします。</p>
3	<p>基本的な施工可能時間帯は、平日の9時~18時という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>各施設によって異なります。学校については、夏休み期間中であっても16:30までの実施(撤収完了)を求められる可能性があります。</p>
4	<p>今年度施工箇所について、LED照明の需要過多および世界情勢の影響を受け、照明納期は長期化し、半年以上を要する場合があります。このような世界情勢などの不可抗力により製品入手が困難な場合は、製品の変更や工期に関してのご相談は可能でしょうか。</p>	<p>外部的な要因による納期の遅れについては、延長等の協議が可能です。なお、その場合であっても令和20年度末までに賃貸借期間(10年)が完了するよう、期間を考慮してくださるようお願いします。</p>
5	<p>施工着手前の姿図及び設備機器リストの提出は指定の様式がございますでしょうか。</p>	<p>仕様書の16の(1)に記載のとおりで指定様式はありませんが、事前に様式案をいただけると助かります。</p>

■柏市公共施設LED化事業 質疑回答書

番号	質疑内容	回答
6	施工着手前に平面図、姿図及び機器リストを提出とありますが、事前に各施設の既存設備のCADデータは頂けますでしょうか。	提供可能な施設についてはCADデータを提供します。なお、貸与資料においてはPDF図面があるものはPDF図面のみを資料としていますので、CADデータについては業者選定後に別途提供します。
7	照明器具の選定については JIL5004（公共施設用照明器具）適合品または同等品から選定することを原則とする認識でお間違いないでしょうか。	仕様書の10の（1），（7），（8），（9）などを満たすものであれば、JIL5004同等品でなくても結構です。
8	24時間365日点灯箇所に非常灯や誘導灯が含まれる場合、バッテリーのみの交換でもよろしいでしょうか。	LED化工事が行われた後の対応として、非常灯については問題ありません。誘導灯については、明るさ等が誘導灯の基準を満たすものであれば問題ありません。
9	24時間365日使用する照明については賃貸借期間中に1回交換とありますが、240日及び360日24時間使用の照明も同様の対応が必要でしょうか。	仕様書の10の（9）のとおり、365日使用の照明のみで結構です。ただし、提案により、同様の対応も含むことは可能です。
10	賃貸借期間中に1回の交換費を見込む器具とは、施設一覧表の中で点灯時間が24時間365日と記載された照明器具を指しているという解釈でよろしいでしょうか。	基本的にはそのとおりですが、現況確認の結果、24時間365日照明を別途確認することができた場合は、その照明も含めてください。
11	5年後の物価および電気工事労務単価の上昇率は想定しづらいため、5年後の物価上昇率が著しい場合は、協議対象としていただくことは可能でしょうか。	物価変動は基本的には事業者負担ですが、契約時に想定できないほどの著しい上昇であれば、協議対象となる可能性はあります。
12	開口作業不要となる更新方法を基本としながら、既存開口寸法に合致する製品がなく開口作業が必須となる場合、且つ、貴市より公開されたアスベスト調査結果からも含有有無がわからない場合において、調査の結果、レベル1.2が発覚した場合の対応費は協議可能でしょうか。	仕様書の12の（9）のイの「また、～」の部分と同様、協議対象と考えます。
13	本市の指示とは、指定された場所での引き渡しという認識でよろしいでしょうか。	基本的には、当該施設における管理となりますが、詳細な手順については、判明した際に協議をお願いします。
14	参加申請後の辞退について、ペナルティーはないものとしてよろしいでしょうか。	基本的にはありませんが、選定委員への説明等が必要となるため、事態の事情・理由についてはご説明いただきます。